

令和7年度 福祉サービス第三者評価結果

《基本情報》

対象事業所名	千丸台保育園
経営主体(法人等)	社会福祉法人 長幼会
対象サービス	認可保育所
設立年月日	2005年4月1日
定員(在園人数)	100名(104名)
事業所住所等	〒240-0053 横浜市保土ヶ谷区新井町356-3 電話番号 045-381-2898
ホームページ	https://cyouyou-kai.jp/senmaru/
職員数	常勤職員25名・非常勤職員21名
評価実施年月日	2025年11月12日・13日
第三者評価受審回数	3回
実施評価機関	株式会社 R-CORPORATION

《実施方法》

評価項目	標準となる評価基準
自己評価実施	期間: 2025年8月18日～2025年9月30日 (評価方法) いろいろなキャリアで4人ずつの5グループに分かれて評価をし、5グループの意見をまとめた評価を提出。
利用者調査	期間: 2025年8月1日～ 2025年8月31日 利用者(保護者)アンケートを実施

<理念>

児童の最善の幸福のために、利用者及び地域と協力し、児童福祉を積極的に増進するとともに、地域の子育て支援に力をつくします。そのために職員は豊かな愛情をもって児童に接し、児童の最善の利益を尊重するための知識の習得と技術の向上に努めます。また、地域の子育て支援のために、常に社会性と良識に磨きをかけ、相互に啓発し合い続けていきます。

<基本方針>

保育所保育指針に基づき、保育の質の向上に努め、利用者・地域から愛され、信頼される保育園づくりを目指していきます。

1. 子どもの最善の利益を守り、安心・安全な保育を目指します。
2. 子どもたちの健やかな育ちを支援し、地域の子育て支援の拠点としての施設を目指します。
3. ふれあいを通した豊かな保育を目指します。

＜保育目標＞

『思いやりのあるたくましい子の育成』

① たくましい子（社会性・自立心）

- ・健康・安全・衛生等、日常生活に必要な基本的生活習慣を身につける。
- ・心身の健康の基礎を培うとともに、生命の保持及び情緒の安定を図る。

② 仲良くする子（優しさ）

- ・まわりの人とのふれあいの中から、思いやる心と道徳性を培う。
- ・まわりの人の話をよく聞き、表現する態度を身につける。

③ よく考える子（自発性・知的好奇心）

- ・まわりの自然に興味を持って接し、動植物と仲良しになれる態度を養う。
- ・まわりの人の話をよく聞き、表現する態度を身につける。

＜千丸台保育園の特徴的な取組＞

1. 四季を感じながら広い園庭でのびのびと体を動かすことが出来る環境にあり、夏は遮熱効果のあるシェードで暑さを遮り外遊び・プール遊びを楽しむことが出来る。
2. 近隣に畠（ダッショ畠）を借り、土に触れる菜園活動を取り入れている。苗植えから収穫、食育へとつなげいろいろな事に興味を持つて子どもに育てていく。
3. 異年齢での関わりから保育目標でもある『思いやり』を育み、やさしい気持ちで人と触れ合いが出来るように努めている。
4. 地域に根ざした園を目指し、子育て支援（園庭開放・育児相談・一時保育）を行っている。
5. 職員はキャリアに沿って研修を受講し、得た知識を実践し、保育の質の向上に努めている。

《総合評価》

【千丸台保育園の概要】

●千丸台保育園（以下、当園という。）は、社会福祉法人長幼会（以下、法人という。）の運営です。法人は、子どもの最善の幸福を目的に横浜市に3園、川崎市に1園の認可保育所を運営しています。さらに、横浜市内では放課後児童健全育成事業として「放課後キッズクラブ」も展開しており、地域の子育て支援と児童福祉の向上に貢献しています。

●当園は、相鉄線「西谷駅」からバスで10分程の「千丸台団地」下車、徒歩3分の千丸台団地の入口付近に位置しています。地域的に緑区・旭区と隣接していることから、近隣には丘や公園が点在し、自然環境に恵まれています。当園は、横浜市より移管されてから20年が経ち、園舎は増築・修繕が成され、平屋建てのオレンジ色の外装が印象的です。園舎の南側には見晴らしの良い広い園庭があり、砂場や鉄棒の他、多くの固定遊具が設置され、子どもたちがのびのび遊べる環境です。また、増設された2階建てのプレイルームでの一時保育や育児相談・育児講座・交流保育等、地域の子育て支援の拠点として地域に根差した取組を行っています。

●当園の定員は 100 名、0 歳～5 歳児までの保育を実施し、現在 104 名の園児が在園しています。園舎内は明るく開放的で、各年齢に応じたクラス配置が成されています。また、広いホール（遊戯室）が設置され、日々の活動や発表の場として活用しています。恵まれた環境の中で、子どもたちは自然に触れ、菜園活動や季節行事、体操教室やリズム遊び、地域交流等、様々な体験を楽しんでいます。職員は保育理念・方針の下、子ども一人ひとりの成長を支援し、心身共にたくましい子どもの育成を目指しています。また、当園は歴史ある保育園で、地域住民からも温かく受け入れられています。

《特長や今後期待される点》

1. 【恵まれた環境からの子どもの育ち】

当園の特徴の 1 つに、豊かな自然環境と整った保育環境が挙げられます。園周辺には、緑豊かな公園が点在し、戸外活動で四季折々の自然をたくさん感じられます。園庭も広々としていて、魅力的な固定遊具が整備されています。室内にはホールがあり、天候に関わらず体育遊びやリズム運動が楽しめています。当園では、自然に親しみ丈夫な身体作りを目指して取組むと共に、安全保育に力を入れています。園庭にはサンシェードが設置され、夏場でも園庭遊びが楽しめています。また、子どもの目線に合わせて至る所に危険防止策が施され、園庭の手洗い場もウレタンコーティングが成されています。夏場の蚊除け対策に屋外専用蚊取り装置「モスキートマグネット」が導入され、広範囲に効果があり、殺虫剤を使用しないため、人体に無害で環境にも優しい取組です。坂道が多いため、子どもたちが乗るバギーは、電動アシスト避難車を使用し、スムーズな散歩・避難ができます。これらの取組は、保育方針「安心・安全な保育」につながっています。今回の利用者（保護者）アンケートにも「散歩コースが多い」「体力がついた」「遊具等、設備がしっかりしている」等々の声が寄せられ、満足回答率 83%（概ね満足を入れると 100%）と、高い評価を得ています。

2. 【子どもの人権を尊重した保育】

保育理念の下、子どもの最善の利益を第一義として全体的な計画が作成され、各年齢の指導計画や行事計画で具体化し、日々の保育で実践しています。全職員は、業務マニュアルや接遇マニュアルの行動規範に則り、子ども・保護者に対応しています。当園では、複数の保育者が日常的に子ども一人ひとりを見守り、その発達を受け止めながら気持ちを尊重できる体制を整えています。午睡の起床観察では、寝起きで不機嫌な子どもの要求に保育士はすぐに応え、子どもを背負う姿が見られました。その際、子どもは安心して笑顔を見せ、保育者がその時々の気持ちを受け止め、共感しながら心地良く過ごせるようにしている様子がうかがえました。また、全職員はこども青少年局作成の動画「よりよい保育のために」を視聴し、子どもの最善の利益を守り、適切な保育を行うために自己研鑽を続けています。さらに、園内研修を通じて、子どもへの言動や対応、援助の方法等について学び合い、共通認識を深めています。今回の利用者（保護者）アンケートでも、「子どもとの関わり方が素晴らしい」「子どもを可愛がってくれる」「子どもの成長に合わせた保育」「一人ひとりに寄り添った保育」「安心して預けられる」等、多くの意見をいただき、当園の保育に対して高い評価を得ています。

3. 【地域支援・食育活動】

当園は、認可保育所として開園されて約60年（民営化から20年）の歴史ある保育園で、地域との関わりを大切に維持・継承しています。地域の方々の援助（応援隊）を受け、近隣の畑（ダッシュ畑）で菜園活動を展開し、季節に応じた野菜作りを行っています。子どもたちは土に触れ、種まきや水やりを通して成長を感じ、収穫した野菜を調理して食すという実体験を積み重ねています。年長児は、自分たちで育てた野菜（人参・じゃが芋・玉葱）でカレーを作り、美味しく味わう経験をしています。調査日には、子どもたちが収穫したさつま芋が数多く干され、落ち葉や木の枝も沢山集められ、翌週の焼き芋行事に備えていました。さらに、当園では「子育て支援計画」を策定し、育児相談、園庭開放、一時保育等を通じて、保護者と共に子育てを考え、取組んでいます。交流保育や育児講座、世代間交流も計画・実施し、地域で子育てを支える環境づくりを進めています。また、当園は商店会に加入し、地域の指導者交流会や商店会主催のイベント、保土ヶ谷地区子育てネットワーク事業等を通して情報交換を行い、親睦を深めています。地域の方々と「顔の見える関係」を築き、子どもたちの健やかな成長を支える基盤を整えています。

4. 【課題への取組】

法人の中・長期ビジョンに、①経営組織の強化と促進、②法令遵守の徹底、③財務基盤の安定化、④質の高い園・地域と保護者から信頼される園を挙げています。当園でも「選ばれる園」・「質の高い園」を視点に置き、自園の現状や園を取り巻く環境の分析を行い、園運営に生かすよう具体的な取組を進めています。中でも保育は「人材」と「チームワーク」が重要であると考え、職員研修・情報共有に力を入れ、毎月の全体職員会議の他、各種会議（乳児・幼児・主任・リーダー・フリー・給食）や毎日のミーティングで情報共有を図っています。当園の常勤職員の平均在職年数は9年という現状ですが、事業経営上の課題に「人材確保・育成」が挙げられています。当園の魅力をアピールしていくと共に、働きやすい職場づくり、やりがいを感じられる保育・学べる場となるよう計画・実施の予定です。地域・保護者・職員からも選ばれる保育園になれるよう、今後の取組に期待します。

令和7年度 福祉サービス第三者評価結果

<標準となる評価基準>

第三者評価受審施設　社会福祉法人 長幼会 千丸台保育園	
評価年度	令和7年度
評価機関	株式会社 R-CORPORATION

<共通評価項目 (45項目)>

I	福祉サービスの基本方針と組織 【1】～【9】	「理念・基本方針」「経営状況の把握」「事業計画の策定」「福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組」
II	組織の運営管理 【10】～【27】	「管理者の責任とリーダーシップ」「福祉人材の確保・育成」「運営の透明性の確保」「地域との交流、地域貢献」
III	適切な福祉サービスの実施 【28】～【45】	「利用者本位の福祉サービス」「福祉サービスの質の確保」

<内容評価項目 (20項目)>

A-1	保育内容 ①～⑯	「全体的な計画の作成」「環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開」「健康管理」「食事」
A-2	子育て支援 ⑰～⑲	「家庭との緊密な連携」「保護者等の支援」
A-3	保育の質の向上 ⑳	「保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）」

※「標準となる評価基準」で示す判断基準「A・B・C」はランクやレベル付けではありません。判断基準はより望ましい水準に向けた「到達状況」を示すものであり、評価「B」が標準的とし、特に良い内容、秀でた内容は「A」で示しています。「C」については「伸びしろ」とし、更なる努力を期待するものとします。

共通評価 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている

【1】	I-1- (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている
	評価結果 A

評価の理由

理念、基本方針については、法人で確立され、法人系列全園で周知されています。理念や基本方針は、ホームページ、入園のしおり（兼重要事項説明書）に掲載され、全職員が確認し、保護者に対しても入園説明会や懇談会で説明し、理解してもらうよう努めています。理念、基本方針に沿って、保育目標が定められ、どのような子どもに育てたいのかを分かりやすく、伝わりやすい言葉で表現しています。理念・基

本方針を基に全体的な計画を策定し、全職員が確認して年間計画を立てる等、職員への周知が図られています。職員の行動規範は、業務マニュアルや接遇マニュアルに具体的に示されています。また、理念・保育姿勢等は、保育室内にも掲示し、保護者や職員に周知を図っています。

I-2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している

【2】	I-2- (1) -① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている
評価結果	A

評価の理由

園長は法人の理事も兼ねており、法人の経営状況や課題については、理事として参画する理事会や法人企画運営会議等において情報共有と協議を行い、法人及び園の運営に反映させています。また、園長は、横浜市や保土ヶ谷区の園長会や園長研修会等に出席し、社会福祉事業の動向や国・県や市からの情報を入手し把握しています。当園が立地する地域の動向やニーズの変化、課題等については、一時保育や園見学等の際に地域の保護者と対話を通じて把握し、内容は法人内で共有しています。保育に掛かるコスト分析については、毎月の経営状況を税理士と分析し、予算の進捗状況や月の収支について話し合う等、法人と連携して助言を得、適切な運営に努めています。

【3】	I-2- (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている
評価結果	B

評価の理由

園長は、年度始まりの理事会・評議員会にて事業計画や予算について確認し、年度末には事業報告・決算を行い、1年間の経営状況を法人全体で確認・共有しています。当園では、保育の内容・環境整備・職員体制等の課題や問題点を主任会（園長・副園長・乳幼児主任）で話し合い、改善に向けて取組んでいます。さらに、職員アンケートを実施し、意見を収集して取り入れ、改善に努めています。今回、事業経営上の課題、苦慮している事項として「保育士の採用」、「個別配慮児の対応」、「人材育成」が挙げられています。これらの課題については、法人本部と園で十分な情報共有を図り、取組んでいかれることを期待いたします。

I-3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている

【4】	I-3- (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている
評価結果	B

評価の理由

年度初めに、法人本部より中・長期計画が打ち出され、その内容を基に当園の目標や取組みを決め、職員会議で職員に説明しています。理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）には、保育指針やガイドラインを反映した「保育環境」、「保育実践」、「職員育成」、「保護者支援」を柱に、実現可能な目標を掲げて取組んでいます。また、年度末や必要な時期の振り返りを踏まえて、次年度の計画内容を確認し、目標達成に向けて、計画的な事業実施に取組んでいます。園長は、当園の自己評価からも計画を継続的に伝え、職員の理解を深めて行けるような取組が必要と感じています。今後の事業継続計画にビジョンを持った取組に期待いたします。

【5】	I -3- (1) -②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている
-----	--------------	---------------------------

評価結果 A

評価の理由

法人のホームページで事業計画等の情報を公開しています。法人の事業計画を踏まえて当園の単年度の計画を策定しています。計画策定に当たっては、職員の参画の下に前年度の改善点を生かし、当年度のテーマやねらいに沿って計画・実施しています。事業計画に沿った単年度の計画として全体的な計画が策定され、各年齢の保育目標、保育内容、家庭・地域との連携が盛り込まれ、園の独自性も反映しています。また、年間を通して実行可能な計画となるように、その年の利用状況や子どもの様子に合わせた職員配置・行事計画にする等、具体的な内容になっています。

(2) 事業計画が適切に策定されている

【6】	I -3- (2) -①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している
-----	--------------	--

評価結果 A

評価の理由

事業計画は、運営と保育に分かれたものになっています。保育の事業計画としては、全体的な計画、年間指導計画が挙げられ、昨年度の評価を基に次年度の計画を策定しています。各年齢の指導計画は、職員会議等で話し合い、周知から見直しまで行っています。当園の行事計画は『運営計画』に明文化され、行事ごとに担当責任者が中心になり、計画・実施しています。中でも保護者参加の行事については、「保護者アンケート」を取り、評価及び改善、変更が行われ、次年度の行事計画に生かしています。運営面では、園長、副園長、主任、事務員等で検討して策定し、法人の理事会・評議員会にて承認を得られた後、再度、職員への周知を図っています。年度末には、事業計画の達成状況を踏まえて事業報告書が作成され、法人のホームページ上に掲載されています。

【7】	I -3- (2) -②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している
-----	--------------	--------------------------

評価結果 A

評価の理由

当園の事業計画については、主な内容を「年間行事予定表」として配信すると共に、入園前説明会やクラス懇談会（5月に開催）、各事業の開催時期等に合わせて丁寧に説明し、理解を促しています。中でも保護者参加の行事については、具体的な内容を配信・配布や掲示、口頭等で分かりやすく保護者に伝え、理解を得ています。保護者へ周知を図るための情報提供として、当園のホームページ掲示板、メール（園-Renraku システム）や園内掲示、園だよりに詳細を記載し、問い合わせに対応する等、保護者との連携を図っています。今回の利用者（保護者）アンケート「年間指導計画・行事計画」の認知度は、「まぁ知っている」を含めると 85%と保護者への周知の高さが窺えます。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている

【8】	I-4- (1) -① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している
	評価結果 A

評価の理由

当園では、保育の質の向上に向けて、PDCA サイクルに基づき、各年齢の年間指導計画に沿った月間指導計画等の振り返りが記載され、組織的・計画的に行われています。当園の保育日誌では、週ごとに振り返りを行い、次週につなげており、月間カリキュラムや年間指導計画からも改善点を見出し、保育の質の向上を目指しています。また、毎年、保護者アンケートや保育所の自己評価を行い、結果をホームページで公表しています。さらに、第三者評価も定期的に受審し、保育の質の向上に生かしています。

【9】	I-4- (1) -② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している
	評価結果 B

評価の理由

毎年、保育所の自己評価を行い、評価結果は分析・文章化され、ホームページや園内の掲示で公表しています。評価結果及び保護者アンケート（行事後や年度末に実施）から抽出した課題点等は、職員会議で共有すると共に、改善策を協議し、迅速に解決できるよう努めています。保育計画では、毎月の月間指導計画の振り返りを行い、課題を明確にして次期に生かすようにしています。今回、第三者評価を受審し、評価結果で取組むべき課題が発生した場合、改善計画を策定して実施する予定です。

共通評価II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている

【10】	II-1- (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている
	評価結果 A

評価の理由

法人で「組織体制における役職・役割の明確化」を掲げ、具体的には「職位階層（キャリア）別に求められる資質」で明文化しています。園長は、自らの役割と責任を自覚して法人の方針を受け、当園の運営方針を職員会議で説明しています。また、当園の「職務分担表」に園長不在時の権限委任（副園長）も含め、役割と責任を明確にしています。有事（災害、事故等）発生時の連絡体制については、マニュアルに沿って行う等、全職員に周知しています。保護者向けには、入園のしおり（兼重要事項説明書）で入園時に説明を行うと共に、毎月の園だよりを配信し周知を図っています。

【11】	II-1- (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている
	評価結果 A

評価の理由

法人の運営規定や就業規則、個人情報保護規則に園長が遵守すべき法令等に関する記載があり、園長は十分理解しており、利害関係者（取引業者、行政関係者等）との適正な関係を保持しています。職員に対しては、法人の「接遇マニュアル」に沿って職員一人ひとりが守るよう指導しており、横浜市からの通達に閲しても日々のミーティングや職員会議で伝え、周知を図っています。園長は、法令遵守に関する研修等で知識を深め、法人園長会で共通認識を図り、自身の向上に努めています。環境への配慮としては、ゴミの分別を推進し、地域のケアプラザに資源回収を依頼しています。園長は、日々、インターネットや新聞等で社会的な事案をいち早くキャッチし、遵守するための取組につなげられるようにしています。

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている

【12】	II-1- (2) -① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している
	評価結果 A

評価の理由

園長は、保育の質の向上に意欲を持ち、各年齢の指導計画や日誌等の確認を通して、現状や課題を把握し、相談やアドバイス等を行っています。常に職員とのコミュニケーションを図り、毎月の各種会議（全体・主任・リーダー・乳児・幼児・フリー・給食等）では、職員が自由に意見を述べられる環境を整え、意見や提案を反映させ、保育の質の向上につなげています。職員の意欲・維持向上については、キャリアアップ研修等への参加を促すと共に、習得した資格に応じて処遇改善を行っています。園の質の向上のため、職務を分担し、職員一人ひとりが意欲的に職務遂行するよう組織の運営に指導力を発揮しています。

【13】	II-1- (2) -② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している
	評価結果 A

評価の理由

園長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、副園長や事務員と共に事業計画に基づく職員体制や環境整備、保育の財務管理等を行い、人員配置や休暇取得、時間外労働等に偏りがないよう配慮しています。当園の組織編制では、働きやすい職場環境になるよう、各職員の経験年数や実績、本人の意向等を考慮して組織表を作成し、一人ひとりが役割を認識し、目的を持った行動につなげています。また、家庭と仕事が両立でき、それぞれの能力が十分に発揮できるようワーク・ライフ・バランスを考慮し、働きやすい環境作りに努めています。

II-2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている

【14】	II-2- (1) -① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている
評価結果	B

評価の理由

法人で必要な福祉人材の確保・人員体制に関する基本的な考え方や、方針は確立しています。運営規程に明記し、採用案を法人内で検討し実行しています。採用活動では、横浜市の「就職相談会」に法人ブースの設置、スカウト型求人の採用等、人材確保に取組んでいます。また、保育実習生やボランティアを受入れ、就職につながるようアドバイスしています。ホームページや人材採用サイトで保育士の仕事内容を分かりやすく伝えると共に、待遇面についても細かく記載しています。採用後は、入職時研修やOJT体制を整え育成に努めています。職員配置については、クラス編成、人材の適材適所、スキルアップ、育児と仕事のワーク・ライフ・バランス等を見据えて決定しています。当園は、平均在職期間が9年という現状で、定着率は高いと言えます。引き続き職員の定着につながるように、長く働きたいと思える環境作りへの取組に期待します。

【15】	II-2- (1) -② 総合的な人事管理が行われている
評価結果	A

評価の理由

法人の「職位階層（キャリア）別に求められる資質」の中で、「期待する職員像」を明確にしています。人事基準を定めて職員に周知を図ると共に、人事評価制度を導入し、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する貢献度を評価しています。園長は、職員の「自己観察書（個人目標シート）」を基に、面談（前期・後期）を行い、課題の改善やキャリアステージ向上への専門性や職務遂行に導いています。クラス配置については、職員の意向や職務遂行能力、OJT等を総合的に判断して決めています。職位別、階層別に期待する職員像を明確化して人事等の見える化を図り、併せて、キャリアアップ給与規定、職員就業規則等にも明記し、職員に閲覧可能としています。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている

【16】	II-2- (2) -① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる
評価結果	A

評価の理由

法人では、次世代育成支援対策法に基づき、行動計画（第Ⅲ期：令和7年度～令和12年度）を策定し、目標（①有給休暇取得率70%以上、②育児休業取得率：男性50%以上、女性100%）を掲げて取組んでいます。当園でも職員の出退勤、超過勤務、休暇取得状況を管理し、休暇取得と仕事の進捗状況の双方のバランスを確認・実施しています。年次有給休暇や夏休み等、取得しやすいシフト管理がされ、ワーク・ライフ・バランスに配慮し、やりがいを感じて仕事ができるようにしています。職員の心身の健康についても看護師によるメンタルヘルスチェックを実施しています。福利厚生も充実し、各種保険や制度・手当に加え、横浜市勤労者福祉共済「ハマふれんど」に加入し、職員の健康増進をサポートしています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている

【17】	II-2- (3) -① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている
	評価結果 A

評価の理由

法人の「職位階層（キャリア）別に求められる資質」を基に、職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っています。職員は、「個人目標シート」を用いて目標設定と自己評価を行い、園長との面談（年2回）で進捗状況を把握し、達成度や課題等を確認しています。園長は、職員との対話や面談を通して、一人ひとりの得意分野を把握すると共に、目標達成に向けて助言を行い、育成に努めています。また、職員の経験年数に合わせて外部研修・園内研修で学びの場を作り、育成に努めています。園長は、日々、職員とのコミュニケーションを図り、一人ひとりに対して丁寧な育成ができるよう取組んでいます。

【18】	II-2- (3) -② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている
	評価結果 A

評価の理由

法人では「職員の育成強化と研修の充実」を位置付け、法人系列園の職員育成計画や研修計画の確認・支援を行っています。当園の事業計画には、法人合同研修、4園職員研修（主任・看護師・栄養士・事務）、園内・園外研修を盛り込み、職員の研修参加を推奨しています。年度に応じた「研修計画」を作成し、キャリアに沿った内容を受講できるよう配慮しています。外部研修では、他園の職員とグループワークを行い、知識を深めています。また、法人4園で交換研修も行っており、保育内容の学びからスキルアップを目指しています。研修後は、職員会議等で報告の機会を設け、知識や情報の共有を図り、園内研修として生かしています。職員の能力アップを図ることにより、園全体のレベルアップにつながるように努めています。

【19】	II-2- (3) -③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている
	評価結果 A

評価の理由

法人の「職位階層（キャリア）別に求められる資質」を基に、必要に応じた研修への参加を推奨し、体制を整えています。当園の事業報告に「常勤・非常勤職員共に『キャリアアップ研修』を積極的に受講し、自らの保育の振り返りと保育の向上に努めました。」とあるように、職員のキャリアパスを見据え、体系的な研修計画に沿って行い、常勤・非常勤も含め法人主催の研修の他、横浜市や保土ヶ谷区の研修に職員が参加し、知識や技術の取得に努めています。園外研修の場合は、就業時間内に参加することができるよう体制作りが成されています。全職員が習熟度に配慮した研修（新任、中堅、主任、園長）に参加し、スキルの向上に努めています。

(4) 実習生等の福祉サービスに関する専門職の研修・育成が適切に行われている

【20】	II-2- (4) -① 実習生等の保育に関する専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている
	評価結果 B

評価の理由

実習生受入れマニュアルを整備し、基本姿勢・受入れ手順・配慮事項等を明文化しています。受入れ担当は主任とし、養成校との連携を図り、実習生に事前オリエンテーションを行い、目的、責任実習の有無等を打ち合わせ、実習生本人の希望が叶うよう調整しています。また、養成校の教師と面談し、実習生の様子を共有しています。実習中は、疑問・質問・気づき等の話し合いの時間を設け、実習日誌の確認と指導を行っています。実習最終日には、反省会を設けて次への保育実習につながるようにしています。当園では、実習に関わった各クラスの指導者も反省会に参加するよう設定の改善が必要と感じています。

II-3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている

【21】	II-3- (1) -① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている
	評価結果 A

評価の理由

法人や園のホームページに、理念、基本方針、保育の内容等を公開しています。法人は社会福祉法人であり、ホームページ等の活用により、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開され、運営の透明性に努めています。また、重要事項説明書、リーフレット、横浜市情報サイト「ここ de サーチ」や横浜市子育て応援アプリ「バマトコ」等でも情報を提供しています。当園のホームページの他、インスタグラムも開始し、子育て支援として園行事のお誘い等、タイムリーに情報の発信を行っています。法人と系列園のホームページは相互にリンクされており、当園のホームページでは「園の自己評価」や「第三者評価」等も公開され、運営の透明性向上に努めています。

【22】	II-3- (1) -② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている
	評価結果 A

評価の理由

法人経理規定等に基づき、事務、経理、取引、契約等の業務に関するルールを明記し、規定に沿って業務遂行しています。当園の経理については、専任の事務職員が月次計算書を作成し、法人本部長と税理士が来園し、収支の確認をし、アドバイスを受けています。また、毎年、横浜市の行政監査を受け、結果は法人に報告すると共に、指摘事項がある場合には改善を行っています。さらに、外部委託の税理士法人や法人監事・理事・評議員から意見をもらい経営改善を行う等、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われています。

II-4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている

【23】	II-4- (1) -① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている
	評価結果 A

評価の理由

地域との関わり方については、職員に配布している『運営計画』に「地域支援事業」として明文化され、全職員で共有して取組んでいます。具体的な取組として「子育て支援計画」を作成し、育児相談・園庭開放・一時保育等、子育てを保護者と共に考えて行けるよう取組んでいます。さらに、交流保育（随時）・育児講座（年3回）等を計画的に実施しています。詳しい日程や内容については、近隣の郵便局の掲示板やSNSで発信し参加を募っています。中でも一時保育事業では、「横浜市一時預かりWEB予約システム」で登録してもらい、ニーズに合わせての予約が入り、事業実施・推進しています。

【24】	II-4- (1) -② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している
	評価結果 A

評価の理由

ボランティア活動は、地域社会と保育園をつなぐ柱の一つとして考えており、大切な交流と位置付けています。受入れに当たっては、マニュアルを整備し、基本姿勢を明確にしています。受入れ担当は主任とし、事前にオリエンテーションを行い、基本的な考え方・方針の説明、利用者への配慮、守秘義務等について十分に理解を促しています。保土ヶ谷区の社会福祉協議会や中学校（横浜市立西谷中学校）・高等学校（神奈川県立白山高等学校）から受入れを行い、学校からの受入れの際には、教員と連絡を取り合い情報共有しながら、有意義な体験になるように努めています。子どもたちとボランティアとの関わりを積極的に行うことができて、保育方針の1つに掲げている「ふれあいを通した豊かな保育」につながっています。

(2) 関係機関との連携が確保されている

【25】	II-4- (2) -① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている
	評価結果 A

評価の理由

当園では、関係機関（横浜市・保土ヶ谷区・療育センター・児童相談所・消防署・病院等）との顔が見える関係づくりをし、連絡が取れる体制になっており、常に情報共有を図っています。また、リスト化して職員に周知すると共に、保護者には入園のしおり（兼重要事項説明書）を配布し、周知を図っています。特別な配慮の必要な子どもの保育及び健康観察については、園医（法人の理事長）や保健師（保土ヶ谷区こども家庭支援課）の指導やアドバイスを受け、職員間で共有し保育に生かしています。家庭内等での虐待等権利侵害が疑われる子どもについては、横浜市西部児童相談所、横浜市西部地域療育センター等、関係機関と連携を図るようにしています。年2回（1月・6月）、「地域育成者交流会」に参加し、ネットワークを広げ、地域全体で家庭・子どもを支援しています。関係機関との連携内容は、ミーティングや職員会議で職員に伝え、情報共有を図っています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている

【26】	II-4- (3) -① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている
	評価結果 A

評価の理由

地域の福祉ニーズの把握については、当園が実施する子育て支援事業（一時保育、園庭開放、育児相談、育児講座等）を通して、保護者の声を捉えています。また、園長は、区の園長会や幼保小連絡会・地域育成者研修会等に参加し、地域の情報収集や情報交換を図り、福祉ニーズを把握しています。5歳児担当保育士は、幼保小連携の活動に参加し、子育て支援ニーズの把握に努めています。年2回、地域の指導者交流会に参加し、情報交換を図り、親睦を深め、顔の見える関係作りに努めています。また、当園は商店会に加入しており、商店会主催のイベント及び保土ヶ谷地区子育てネットワーク事業等を通して、民生委員・児童委員等とも交流が図られています。

【27】	II-4- (3) -② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている
	評価結果 A

評価の理由

当園は、認可保育所として開園されて約60年（民営化から20年）の歴史ある保育園で、これまでにも地域に根付いた取組を継続・実施しています。具体的には、子育て支援である育児相談や育児講座、園庭開放、一時保育事業等を積極的に行ってています。また、地域のケアプラザとの世代間交流で、デイケア利用者と交流する機会を設け、保育活動として取組んでいます。さらに、園内にAEDを設置して救急対応に備えたり、災害時の備蓄準備をして受け入れ体制を作ったり等、地域住民の安心・安全に備えた支援を行っています。

共通評価III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている

【28】	III-1- (1) -① 子どもを尊重した保育について共通の理解を持つための取組を行っている
	評価結果 A

評価の理由

理念や基本方針に「子どもの最善の利益を尊重」と謳っている通りに、全職員で子どもを尊重した保育を展開しています。保育理念や保育方針は、入園のしおり（兼重要事項説明書）を通じて、保護者に示しています。子どもの人権に関する研修を全職員（常勤・非常勤）が受け、理解を深め日々の保育に取組んでいます。当園には、外国籍の園児が在園しており、文化の違いを理解し、宗教食の提供や連絡帳を平仮名で分かりやすく記載しています。性差に捉われず名簿は生年月日順で表示し、遊びや製作物の色等は個人を尊重し、子どもが選択できるようにしています。また、人権のセルフチェックシートで保育の確認・振り返りを行っています。保育目標でもある『思いやり』を育むため、異年齢での活動や人との関わりを通して、子ども同士が互いを大切にできるよう声かけを行うと共に、職員自ら行動で示すように取組んでいます。

【29】	III-1- (1) -② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている
	評価結果 A

評価の理由

子どものプライバシー保護については、法人の職員就業規則、個人情報保護規定に個人情報に関する職員の守るべき姿勢を定めています。職員とは、職務遂行する守秘義務について誓約書を交わしています。また、入職時に法人の「接遇マニュアル」を配布し、プライバシー保護について職員は理解しています。保護者には、入園のしおり（兼重要事項説明書）で園における個人情報の内容・保護方針を明記し、同意を得ています。日々の保育の中では、子ども一人ひとりのプライバシーが守れるようオムツ替えの際は仕切りを使用し、プール遊びではラッシュガードを着用する等、外部から見えないよう配慮しています。子ども・保護者に関する書類等は、鍵付きの書棚にて厳重に保管・管理しています。

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている

【30】	III-1- (2) -① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している
	評価結果 A

評価の理由

利用希望者に対する保育所選択に必要な情報提供については、法人や園のホームページ、リーフレット、横浜市「えんさがしサポート」等を用いて園紹介を行い、利用希望者に見てもらえるようにしています。当園のホームページでは、保育理念・方針・保育目標・園の概要・保育内容と共に、写真付で園内や活動の様子を分かりやすく紹介しています。書式もダウンロードできるようになっています。施設・設備の概要等に加え、職員体制・保護者に説明すべき事項を記載した入園のしおり（兼重要事項説明書）等、保育園選択に必要な情報も提供しています。また、電話での問い合わせには、園長・副園長がいつでも対応し、利用希望者からの見学（個別対応）の際は、園長がリーフレットを基に丁寧に説明しています。最新の情報提供に関しては、今年度より始めたインスタグラムで写真を入れて紹介しています。

【31】	III-1- (2) -② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している
	評価結果 A

評価の理由

新入園児に関しては、保育開始前に入園説明会を実施し、入園のしおり（兼重要事項説明書）を基に、保育内容や留意事項等を分野担当（保育・保健・給食・事務）から分かりやすく説明し、同意を得た上で、その内容を書面に残しています。保育内容の変更に関しては、毎月の園だよりや懇談会で伝えたり、全家庭に一斉メールで伝え、理解してもらえるように努めています。外国籍の保護者への説明についても分かりやすく伝え、書類の作成を支援する等、支援内容に応じて個別に対応しています。

【32】	III-1- (2) -③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている
	評価結果 B

評価の理由

途中で転園した子どもの情報については、個人情報であるため、基本的に情報提供や保育の引き継ぎは行っていませんが、養育困難ケースや障害児、児童相談所ケース、区の保健師が関わるケースについては、区役所を通して行う場合があります。年長児（5歳児）については、保育所児童保育要録を作成し各小学校へ提出し、必要に応じて電話対応も行っています。卒園児に関しては継続性を持ち、園長・副園長が窓口となり、いつでも相談ができる旨を口頭で伝えています。当園では卒園児にハガキを送り、園行事に招待し、在園児との交流を図っています。今後は、相談方法や担当者について明記した文書も渡されると尚良いでしょう。

(3) 利用者満足の向上に努めている

【33】	III-1- (3) -① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている
	評価結果 A

評価の理由

子どもの満足度については、日々の保育の中で子どもの気持ちに寄り添い、心の安定に努めたり、幼児クラスでは子どもの意見を尊重したり等、満足の向上に努めています。保護者については、園児の様子を口頭や連絡帳等で伝え、安心感や満足度を感じ取り、柔軟に対応するようにしています。毎年実施する保護者アンケート及び園行事後のアンケート等からも満足度を把握すると共に、課題があれば全職員で改善策を検討し、結果を保護者へ伝えています。その他、5月に保護者懇談会（おやつ試食会も含む）、2月の懇談会は保育参加も併せて実施しています。今回、第三者評価の利用者（保護者）アンケートによても、保育園へのニーズや満足度が明らかになりました。課題解決については、次年度に改善するよう、保育運営に取組んでいます。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている

【34】	III-1- (4) -① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している
	評価結果 A

評価の理由

苦情解決の仕組みを法令に従い適切に整備し、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置しています。事務所入口にも苦情解決の体制を説明した資料を掲示し、意見箱も設置しています。また、入園のしおり（兼重要事項説明書）に、苦情解決の仕組みを掲載し、入園時に説明し、周知を図っています。当園では、意見箱を園用と第三者委員用の2種類設置し、保護者の声を受取る体制を整えています。苦情については、素早い解決に向けて保護者と面談し、理解を得ています。苦情は公表を前提としていますが、第三者委員まで報告が必要な苦情は発生していないため、公表は行っていません。苦情内容は職員会議で共有し、再発防止に努めています。これまでの相談内容等は記録し、保管・管理しています。

【35】	III-1- (4) -② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している
	評価結果 A

評価の理由

保護者が相談や意見を述べやすい環境に関しては、入園のしおり（兼重要事項説明書）に記載し、口頭、電話、意見箱の利用等で、いつでも受付けることを入園説明会等で伝えています。日頃から、連絡帳での情報交換や送迎時等の声かけで保護者との信頼関係を築き、話しやすい雰囲気づくりに努めています。相談や意見があった場合、園長は保育士から報告を受け、保護者から知り得た情報を共有しています。相談については、個人情報の観点からも個別に対応できる相談室やプレイルームを使用し、面談中は扉を閉めてプライバシーを確保しています。

【36】	III-1- (4) -③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している
	評価結果 A

評価の理由

職員は、毎日の送迎時や連絡帳等で保護者とのコミュニケーションを図り、保護者が相談しやすく意見を述べやすいよう配慮しています。また、意見箱の設置やアンケートの実施、懇談会等、保護者の意見を積極的に把握する機会・取組を行っています。保護者アンケート結果からは、良い点・改善すべき点を把握し、次に生かすようにしています。保護者からの相談や意見に対しては、速やかに返答できるよう内容を把握し、必ず2人体制で面談を行い、全職員が情報を共有できるように会議等で周知を図っています。園長は事実確認を行い、適切かつ迅速に改善に向けて取組み、改善結果を提案者に伝えるようにしています。継続的なフォローが必要な場合については、経過は記録に残しています。保護者からの相談・意見は保育の質の向上や運営の改善に生かすよう心がけています。対応マニュアル等は定期的に見直し、全職員で結果を共有しています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている

【37】	III-1- (5) -① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている
	評価結果 A

評価の理由

リスクマネジメントの責任者は園長であり、園長不在時は副園長と定め、当園の職務分担表及び各マニュアルに明記し、職員体制を敷いています。月1回避難訓練（地震、火災、防犯、水害、土砂、停電）、消防訓練、スマートライト訓練、通報訓練等を行っています。防災設備点検は、年2回（4月・10月）実施し、保土ヶ谷区消防署に書類を提出しています。危険個所の確認（室内、園外）、毎日の安全点検、行政からの通知等を職員間で共有しています。また、リスクマネジメントに関する報告書「アクシデントレポート」及び「インシデントレポート」により、再発防止と未然防止に全職員で取組んでいます。職員の研修（救急法・SIDS・誘拐防止・交通安全・防犯訓練等）を毎年受け、園内研修の題材として取り上げる等、日々の安全管理に生かしています。事務室にはAEDが設置され、緊急時の対応に備えています。

【38】	III-1- (5) -② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている
	評価結果 A

評価の理由

国が策定した「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症対応マニュアルを作成しています。登園停止基準や保育中に感染症等の疑いが生じた場合の対応について、入園のしおり（兼重要事項説明書）に明記し、保護者に説明しています。感染症対策について全職員が知識を深め、予防と発生時の安全確保をしています。園内での感染症発生時は、看護師が中心となり速やかに全職員に伝えて蔓延防止策を講じ、保護者には、連絡メール、掲示等で、周知を図っています。その際には、個人情報の保護に配慮した内容にしています。看護師が講師となり嘔吐処理研修を行い、全職員が対応できるようにすると共に、法人4園の「安全衛生委員会」からの学びを共有しています。園舎の門入口には、園内の感染症発生状況や横浜市の情報を掲示し、保護者に注意喚起をしています。

【39】	III-1- (5) -③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている
	評価結果 A

評価の理由

当園の立地条件を考慮し、事業継続計画（BCP）を備えると共に、年間消防計画、災害時の対応マニュアルを作成し、災害時の対応体制や災害発生時の初動対応を定めています。当園の事業報告には、従来の毎月の避難訓練に加えて、新たに弾道ミサイルを想定した訓練も行い、身を守る姿勢を繰り返しの訓練で取組んでいます。また、当園の周辺は急な坂道が多いことから、避難用バギーは電動アシスト避難車を用意しスマートな避難に努めています。当園の防災担当職員を中心に、発電機使用の研修、IP無線での安全確保、備蓄品リストの作成・管理をしています。防災組織図には、園内の消火器・防災頭巾・懐中電灯・避難靴の場所が一覧になっており、指揮・誘導を明確に表示し、全職員に周知されています。保護者には、非常災害時の対応について入園のしおり（兼重要事項説明書）に記載し、周知が図られています。

III-2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している

【40】	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている
評価結果	A

評価の理由

法人の基本方針の下、保育に必要な各種マニュアルがあり、それに基づいた保育を実践しています。当園の入園のしおり（兼重要事項説明書）に標準的な年齢別の保育の1日の流れを文書化しています。保育の標準的実施方法としては、全体的な計画を基に年間計画を作成し、保育指導計画、行事計画、食育計画等に沿った保育活動を行っています。標準的で一定水準の保育ができているかについては、各クラスの指導計画の評価欄や保育日誌等を基に、保育士の自己評価について職員間でPDCAを実施しています。当園では、縦割り保育も実施しており、標準的な実施方法の土台があり、それを基に年齢に合わせた保育を実践しています。また、リトミックやリズム遊び、体操教室等も定期的に取り入れ、画一的な保育実践ではなく、子どもの興味関心に基づき、子どもを主体とした保育活動を展開しています。

【41】	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している
評価結果	A

評価の理由

保育の標準的な実施方法の検証・見直しについては、乳児・幼児会議、リーダー会議、職員会議等で定期的に実施しています。月間指導計画は、各クラス担任間で毎月見直しを行い、内容を翌月の指導計画に盛り込んでいます。年間指導計画は、期ごとの反省を基に年度末に振り返りを行い、その内容を次年度に反映させ、保育に継続性を持たせています。また、行事後及び年度末の保護者アンケートや懇談会等を通じて保護者の意向や提案を把握し、各種マニュアルの見直しに反映できるようにしています。さらに、保育の標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものになっていないかをPDCAで検証しています。

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている

【42】	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している
評価結果	A

評価の理由

保育所保育指針を基に全体的な計画が作成され、年間指導計画や月間指導計画で具体化を図り、日々の保育につなげています。指導計画は、各年齢のクラス担任が責任者として作成し、園長が確認を行い、適切に作成しています。当園の毎月のクラスだよりには、各年齢の「今月の目標」を掲げ、その月の指導計画作成ポイントとして職員間で話し合って作成しています。また、0歳児～2歳児クラスまでは、月間指導計画に基づいた「個別指導計画」を作成しています。計画作成時は、担当者によるアセスメントの協議を実施しています。支援困難ケースの対応については、ケース検討会議を通して、個々の状況に応じた「個別支援計画」を適切に作成し実践すると共に、専門機関からも助言を得ながら職員間で学び合い、支援に努めています。

【43】	III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている
	評価結果 A

評価の理由

当園では、各年齢のカリキュラムの自己評価を基に、定期的に指導計画の評価・見直しを行い、次の計画の作成につなげています。年間指導計画は、年度末に振り返り、課題・成長した姿を進級時に申し送りしています。指導計画の見直しでは、保育目標やねらいに対する子どもの育ちを視野に、子どもたちや保護者ニーズに対する保育、子どもが主体的に活動できていたのか等、保育の質の向上に関わる課題を明確にしています。個別指導計画は、柔軟に変更や見直しを行い、子どもの発達状況に合わせて、適切な保育につなげています。見直しによる変更・計画内容については、日々のミーティングでクラス担当者に伝えると共に、記録に残し、全職員への理解と周知を図っています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている

【44】	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている
	評価結果 A

評価の理由

子どもの発達状況は、児童票や健康記録表、指導計画、保育日誌、個別指導計画等で把握しています。情報共有のため各会議（主任・リーダー・乳児・幼児・フリー）や各行事の打ち合わせを定期的に行う等、常に話し合いを大切にしています。0歳児～2歳児まで月間指導計画に応じた個別指導計画が適切に作成され、保育の実践が記録を通して確認できました。サーヴ（園-SiEN システムサポート）を導入し、経過記録は統一の書式になっており、カリキュラムの記録の仕方は主任が指導に当たり、差異が生じないように工夫しています。職員に周知すべき事項は、日々のミーティングで伝えると共に、記録に残し、非常勤職員も確認できるようになっています。

【45】	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している
	評価結果 A

評価の理由

法人の「個人情報保護規定」により、子どもに関する記録の取り扱いを定めています。守秘義務の定義や目的については、入職研修時に説明し、職員と個人情報の遵守に関して、守秘義務誓約書を交わしています。利用者の個人情報については、入園時に入園のしおり（兼重要事項説明書）を用いて説明し、理解を得て利用契約書を交わしています。園長は、記録管理の責任者として書類等の管理を行い、過去の書類も含め、事務所の施錠できる棚に厳重に保管・管理しています。書類は持ち出し禁止、保育アプリ等の取り扱いは園内としています。また、記録の管理について漏洩がないよう、定期的に会議等で職員に説明し、教育をしています。

内容評価 A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

【A1】	A-1- (1) -① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している
	評価結果 A

評価の理由

全体的な計画は、児童憲章、児童福祉法、保育所保育指針等の趣旨を踏まえ、法人施設共通の理念「子どもの人権や主体性の尊重 児童の最善の利益」を基に、当園の特徴、地域の実態等を考慮し、子どもの最善の利益を第一義として作成されています。作成に当たっては、園長・副園長・主任で話し合い、子どもの最善の利益を実現できる趣旨で編成しています。全体的な計画に沿った各指導計画や行事等は、定期的に評価・反省を行っています。全体的な計画の見直しは、各指導計画や年齢毎のカリキュラムを基に、子どもの成長・発達、保護者、地域の実態等について職員会議で話し合い、次年度の計画に反映しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

【A2】	A-1- (2) -① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している
	評価結果 A

評価の理由

当園の基本方針の中に「安心・安全な保育」を掲げているように、園舎内外の清掃・整備に努めると共に、保育室の採光・温度・湿度等、常に適切な状態に保持し、子どもたちが心地良く過ごせるようにしています。清掃では『ロボット掃除機』を導入し、保育室・廊下と自動で掃除が行われています。保育室内や玩具等、子どもたちが触れる部分の衛生管理も徹底して行い、感染症予防対策に取組んでいます。トイレや手洗い場は明るく清潔で、子どもが使いやすい設備となっています。日々のブレスチェックと共に、一人ひとりの状況を把握して、安心・安全に過ごせるように配慮しています。広い園庭やホールもあり、今回の保護者アンケートにも「園庭が広く、のびのび過ごせている。」・「遊具等、設備がしっかりしている。」等の声が寄せられ、満足回答率 76%を得ています。

【A3】	A-1- (2) -② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている
評価結果 A	

評価の理由

入園時の保護者面談で、一人ひとりの子どもの発達や家庭での過ごし方等を丁寧に聞き取り、個人差を十分に配慮した保育になるよう全職員で情報を共通し、その後の保育に生かしています。日常的に複数の保育者の見守りにより、個々の発達を受け止めつつ、子どもの気持ちを尊重できる体制を取っています。子どもに対する言動・対応・援助の仕方等についても、園内研修等で学び合い共通認識を図っています。職員は常に子どもの気持ちに寄り添い、子どもに分かりやすい言葉、穏やかな話し方で伝え、急かす言葉や制止語を必要に用いないようにしています。今回の利用者（保護者）アンケートでも「子どもとの関わり方が素晴らしい」、「子どもを可愛がってくれる」、「子どもの成長に合わせた保育」、「一人ひとりに寄り添った保育」、「安心して預けられる」等々、多くの意見が寄せられ、一人ひとりの子どもに応じた丁寧な保育の実施が窺われます。

【A4】	A-1- (2) -③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている
評価結果 A	

評価の理由

基本的な生活習慣の習得については、一人ひとりの子どもの年齢・発達に合わせて援助し、少しづつ身につけられるように、家庭と連携して進めています。子どもが「自分で」という気持ちを大切に見守りつつ、必要に応じて援助しています。子どもの動きやすい動線を整え、1日の流れを絵カードやホワイトボードを使って表示する等、視覚からもわかりやすいように工夫しています。子どもの気持ちに寄り添い、苦手なことにも時間をかけて、じっくり取組めるよう対応しています。看護師による手洗い指導やトイレの始末の仕方の指導、栄養士の箸の使い方や食事のマナーについての指導も行っています。子どもの様子を保護者へ伝え、家庭でも基本的生活習慣の習得に向け、意欲が持てるよう取組んでいます。

【A5】	A-1- (2) -④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している
評価結果 A	

評価の理由

当園は、自然豊かな環境、広い園庭に恵まれ、子どもたちが十分に体を動かして遊べる環境です。園庭シェードの日陰により、夏場でも外遊びが快適に行えています。また、室内には広い遊戯室もあり、天気に左右されず体育遊びが楽しめています。遊戯室の大型遊具『エアーランド』は魅力的で、乳児・幼児共に安全に楽しく遊べるよう配慮が成されています。室内遊具等は子どもが選んで遊べるように配置され、クレヨン・はさみ・のり等も自由に使えるようにし、自主的・自発的に活動できる環境です。菜園活動では、子どもたちが育てたい野菜の種まき・苗植えを地域の方の協力の下で行っています。また、散歩へ出かけて身近な自然にふれ、地域の方と挨拶を交し、交通ルールを学ぶ等、子どもたちは様々な活動を体験しています。さらに、当園では年間を通して、菜園活動や生き物の飼育（カメ・カタツムリ・グッピー等）を行い、思いやりや命の大切さを知る保育を展開しています。

【A6】	A-1- (2) -⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開される よう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A	

評価の理由

乳児保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう高月齢児・低月齢児に分けて、長時間安定して過ごすことが出来るよう遊びや環境に配慮しています。時間の流れに合わせ無理なく活動できるよう、遊び・食事・午睡のスペースに分けて、動と静の環境を整備しています。室内では、安全・衛生面に十分配慮した玩具や手作り遊具等、見る・聞く・触れる経験が十分に楽しめるよう環境作りを工夫しています。0歳児室からすぐに戸外に出られ、園庭（0歳児専用）や公園等の戸外活動を多く取り入れています。ベビーカーに乗りながら、目に入った景色に刺激を受け、保育者の優しい声かけに指さしや笑顔を見ています。その時々の子どもの気持ちに共感し、寄り添うことで愛着関係が築けています。保護者とは、毎日、連絡帳にて丁寧に子どもの様子を伝えると共に、送迎時等の会話を通して、情報を共有し、信頼関係の構築に努めています。

【A7】	A-1- (2) -⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開 されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A	

評価の理由

3歳未満児の保育では、月間指導計画に沿った個別指導計画を作成し、養護と教育の両面から、一人ひとりの発達状況を把握し、子どもの状況に応じた保育を実施しています。室内から園庭へ出やすく、散歩先も多数あり、年齢に応じた様々な運動遊びに取組み、発達に合わせた丈夫な体作りを目指しています。子どもが自由に探索活動を楽しめるよう環境整備に努め、危険が無いよう保育者間で声をかけ合う等、子どもを見守る体制を整えています。子どもが興味を持ったことを保育者も一緒に楽しみ、気持ちに共感しています。また、子どもが自分の力で取組もうとしている時には、「待つ」を心がけています。年齢的に自我の芽生え期にあり、友だちとのトラブルもありますが、保育者が仲立ちとなって解決し、保護者には事実を伝えて、互いの子どもの育ちの理解を促しています。排泄面では保護者との連絡を密に取り、子どもの発達状況に合わせて行っています。また、日頃の様子を連絡帳や登降園時の会話を通して保護者とコミュニケーションを取り、連携を図っています。

【A8】	A-1- (2) -⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A	

評価の理由

3歳以上児の保育では、各年齢の指導計画を作成し、養護と教育の両面から、子どもの発達を見据えて保育を行っています。当園では、園庭遊びや散歩を多く取り入れ、運動遊びや栽培活動等、四季折々の豊かな自然に触れて遊ぶ体験を積み重ねています。また、異年齢で過ごす『縦割り週間』や週1回行う『リズム遊び』を継続的に行う中で、子ども同士が互いに思いやる心を育み、年長児への「あこがれ」や年少児への「いたわり」が培われています。年齢に応じてルールのあるゲームや集団遊びに誘い、友だちと一緒に行うことの喜びを感じたり、同じ目的に向かって協力することで達成感を味わえるようにしています。保育者は、常にネガティブにならないような声かけをし、子どもが自分でできた時には大いに褒め、自信につなげています。さらに、当園では、外部講師による体操教室、地域交流、世代間交流等、豊富にカリキュラムを取り入れ、人間関係の幅も広がる中で、小学校への接続がスムーズに行えるよう円滑な就学に向けた取組も行っています。

【A9】	A-1- (2) -⑧ 障害のある子どもが安心して生活ができる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A	

評価の理由

障害のある子どものための環境整備では、玄関及び室内はバリアフリー、ユニバーサルトイを設置しています。障害認定を受けた子どもや支援が必要な子どもについては、クラスの指導計画と関連付けた個別支援計画を作成し、子どもの状況に応じた保育を実施しています。該当児の保護者とは定期的に面談を通して情報交換を密に行い、支援に生かしています。西部地域療育センターや保土ヶ谷区こども家庭支援課の保健師、医療機関と連携を取り、相談、助言が受けられる体制を整えています。子どもが通う地域療育センター等の訓練に職員も保護者と共に参加し、子どもの状況に応じた手立てを園内研修で伝え、子どもに合わせた配慮の仕方や環境設定等に努めています。

【A10】	A-1- (2) -⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している
評価結果 A	

評価の理由

当園の全体的な計画及び各年齢の月間指導計画に「長時間にわたる保育」を掲げ、年齢に応じた休息時間や1日の活動に「動と静」の時間を設けるように配慮しています。子どもの状況や登園時間に合わせたリズムが作れるように、子どもの体調・状態に応じた個別対応を心がけています。保育時間が長いことへの工夫として、玩具等を入れ替え、年齢の異なる子どもへの配慮も十分行いながら、異年齢保育等を実施しています。保護者とは、連絡帳や口頭等で、連携を図っています。職員間では、口頭、ミーティング、引き継ぎノート等で、朝夕の引き継ぎを適切に行い、情報共有を図っています。家庭的な雰囲気の中で、一人ひとりに寄り添う保育を心がけ、延長保育時には補食・夕食を提供しています。

【A11】	A-1- (2) -⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している
評価結果 A	

評価の理由

全体的な計画の項目に「小学校との連携」を位置づけ、近隣保育園との年長児交流会、保育者と小学校教諭との情報交換事業に参加しています。当園では、乳幼児期から就学を見据えた保育を心しており、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を取り込み計画しています。年長児アプローチカリキュラムを作成し、それに基づいて保育を進め、一人ひとりの生活習慣の見直しを確認しながら入学への期待を持てるよう配慮しています。日頃から、小学校（横浜市立新井小学校）との交流を積極的に行い、学校探検やランドセルの試着・椅子に座ってみる等の体験をさせ、学校生活の見通しや就学への期待を高めています。子どもたちが就学する小学校には、保育所児童保育要録を作成して送り、併せて電話等で情報を提供しています。保護者には、クラス懇談会（2月）にて小学校の情報等を伝えると共に、保護者の気持ちに寄り添い園長・看護師・担任が連携して対応し、小学校以降の子どもの生活に見通しを持ち、就学に対して安心感をもたせるよう取組んでいます。

A-1- (3) 健康管理

【A12】	A-1- (3) -① 子どもの健康管理を適切に行っている
評価結果 A	

評価の理由

子どもの健康管理については、入園時の面談や健康手帳、児童票等、子ども一人ひとりの心身の健康状態を把握しています。朝の受入れ時に保護者に子どもの健康状態を確認し、職員間で情報共有しています。体調不良に関しては、マニュアルに沿った対応を行い、個人差を踏まえて保護者の意向に沿い、書面での取決めも行っています。看護師が年間保健計画を作成し、それに基づいて子どもたちに保健指導を行い、意識づけをし、日々の生活の中で実践しています。また、毎月「ほけんだより」を発行し、子どもの健康に関する取組や情報を発信しています。感染症に関しては、入園のしおり（兼重要事項説明書）にて、園の方針を保護者に伝えています。乳幼児突然死症候群（SIDS）予防のため、ブレスチェックを0歳児は5分ごと、1・2歳児は10分ごとに行うと共に、うつぶせ寝はしないように職員間で徹底しています。保護者にも入園前説明会等で説明し、注意喚起しています。職員は安全衛生に関する研修に毎年参加し、必要な情報の習得と対応に努めています。

【A13】	A-1- (3) -② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している
	評価結果 A

評価の理由

当園では、内科健康診断と歯科健診共に年2回、視聴覚検査（3歳児：年1回）、尿検査（3歳児～5歳児各年1回）等を実施し、記録しています。さらに、全園児対象に身体測定（月1回）、爪検査・頭髪検査（毎週1回月曜日・頭じらみの予防）を行い、日常的な健康管理に努めています。健診結果は、保護者へ知らせると共に、職員間で情報共有しています。通院が必要な個別ケースについては、結果・経過確認を行い、フォローを含め、連携を密に取り合っています。保育の中では、看護師による保健指導として、ブラックライトを用いた手洗い指導を行い、手洗いの大切さを学ぶ機会としています。また、子どもの発育状況を成長曲線と比べて心配している保護者に対して、看護師がアドバイスしています。

【A14】	A-1- (3) -③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている
	評価結果 A

評価の理由

横浜市策定「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、当園独自の「食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。アレルギー対応については、入園のしおり（兼重要事項説明書）に記載し、入園説明会で保護者に、医師の指示書と栄養士の面談が必要であることを伝えています。アレルギー食や宗教食の提供では、献立作成の段階からダブルチェックを行い、翌月の献立の確認は、担任・栄養士・看護師で月末に行い、安全に提供できるようにしています。食事の提供時は、個別の机・トレイ・食器を区別し、名札を付けて提供する等、チェック体制を十分に整え対応しています。職員は、アレルギーについての最新情報を得るため、外部研修にも積極的に参加し、知り得た情報を職員間で共有し、認識の統一を図っています。

A-1- (4) 食事

【A15】	A-1- (4) -① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている
	評価結果 A

評価の理由

年間食育計画を策定し、栄養士を中心に食育指導を行い、食事がより楽しめるよう各年齢の年間指導計画・月間指導計画に合わせた取組を行っています。菜園活動を通し、自ら育てた野菜を調理し食べる楽しさを味わう食育活動（ピーマンの種取り・トウモロコシの皮むき・イチゴジャム作り等）を行っています。給食では、年齢に応じて食べられる量を把握し、各クラスの担任が個々に合わせた対応を行っています。食器は陶器を用い、乳・幼児で大きさが異なり、しっかりと手に収まる物を使用しています。食具も年齢に応じて配慮し、乳児クラスでは「フォーク・スプーン・お箸の使い方」の指導では実践を交えて分かりやすく伝えています。保護者には、献立表や給食だよりの配信、毎日の食事内容をサンプル掲示で知らせ、園の食事の理解につなげています。今回の利用者（保護者）アンケートでも「食育！！」「野菜作り体験」「自然の大切さに触れる経験」「ピーマンの種抜き等させてくれて、嬉しい」「ごはんも美味しい」等の意見が寄せられ、高い評価を得ています。

【A16】	A-1- (4) -② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している
	評価結果 A

評価の理由

当園は自園調理を行っており、毎月の献立は栄養士が作成しています。子どもたちが育てた野菜や旬の食材を取り入れ、季節感や行事食、栄養価に配慮した「おいしく安心して食べられる食事」を提供しています。子どもの発達段階に応じて、自発的に食べられるよう食材の大きさや硬さ等を調節しています。栄養士は各クラスを巡回し、子どもとの会話を通して喫食状況を確認しています。また、ペーパーサート・絵本・ブラインドボックス等を活用し、子どもたちが楽しみながら栄養や行事食の由来を学べる工夫をします。毎月の給食会議では、栄養士と保育士が意見を交換し、献立の改善や工夫につなげています。さらに、給食日誌には毎日の残食や検食を記録し、献立や調理方法の改善に反映させています。衛生管理については、給食衛生管理マニュアルを基本とし、徹底した体制を整えています。今回の利用者（保護者）アンケートでも満足度 81% という高い評価を得ています。

内容評価 A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

【A17】	A-2- (1) -① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている
	評価結果 A

評価の理由

保護者との連携については、入園のしおり（兼重要事項説明書）に明記し、入園説明会等で伝えていきます。0歳児～2歳児については個別に連絡帳で情報交換を行い、3歳以上児はその日の活動の様子を掲示版でお知らせしています。また、スマホアプリ「おうちえん」を活用し、園での活動を保護者に発信しています。情報共有はクラス担任だけではなく、早番・遅番保育士とも確実に引き継ぎ、漏れのなり体制を整えています。登降園の際には口頭でも子どもの様子等を伝え、家庭との連携を大切にしています。さらに、毎月の園だよりやクラス便りを発行し、保育の意図を伝えています。懇談会、保育参加・参観・試食会等を通じて保護者の理解を深めています。行事では年齢に応じた活動を取り入れ、保護者と共に子どもの成長の喜びを分かち合えるよう努めています。

A-2- (2) 保護者等の支援

【A18】	A-2- (2) -① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている
	評価結果 A

評価の理由

当園では、家庭との連携を重要課題と捉え、保護者とのコミュニケーションを大切にしながら日々の保育に取組んでいます。保護者から相談を受けた際には、その気持ちを受止め、園長・副園長・主任・看護師・担任間で情報を共有し、迅速に対応・返答できる体制を整えています。面談室はプライバシーに配慮して設け、保護者が安心して相談できる環境を確保しています。個人面談での相談内容は記録・保管し、職員会議時等で報告することで職員間の共通認識を図っています。利用者（保護者）アンケートでも「安心して預けられる」「保護者への対応も親切」「園長先生はじめ先生方がフレンドリーで話しやすい」といった意見が寄せられ、保護者への丁寧な対応が高く評価されていることが窺えます。

【A19】	A-2- (2) -② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている
	評価結果 B

評価の理由

「虐待防止マニュアル」に基づきチェックリストを備えて、家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待予防に努めています。登園受入れの際、表情やあざの確認、視診をしっかりと行い、保護者と共有するようにしています。また、受入れ後に気になった際は、経過がわかるよう写真撮影等を行い、職員間でも速やかに情報を共有できるようにしています。虐待の疑いがある場合は、保土ヶ谷区こども家庭支援課や横浜市西部児童相談所等に、通告・連絡の体制を整えています。今後は、園内研修としてマニュアルに基づく研修を実施し、専門知識や技能を深め確認し合う等、職員への指導・育成への取組みを期待します。

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

【A20】	A-3- (1) -① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、 保育実践の改善や専門性の向上に努めている
	評価結果 A

評価の理由

保育実践の振り返り（保育士の自己評価）については、「年間指導計画」に基づき「月間指導計画」・「週案」を策定し、月末・週末に振り返り見直しをしています。保育実践からの課題については、職員会議で話し合い、保育目標に向けた保育展開ができるように、環境や援助の方法等を見直し、保育の向上につなげています。また、法人の人事評価制度により、職員は法人統一の「自己評価シート」を使用し、園長との面談を通して自己目標を設定、途中の進捗状況を確認しながら自己評価を行った後に再度、園長面談にて助言・指導を受けて自己の課題を確認・フィードバックし、次の目標につなげています。園長は、職員の自己評価結果及び年度末保護者アンケートの集計・分析して集約し、課題を抽出して次年度につなげています。当園の自己評価、改善点は「保育園の自己評価」として、ホームページで公表しています。法人の理念の下、保育目標である「思いやりのあるたくましい子の育成」の達成に向けて取組んでいます。